

犯罪被害者等基本計画の進捗状況について（概要版）

1 損害回復・経済的支援等への取組

- (1) 「経済的支援に関する検討会」において、検討会としての最終とりまとめを行い(H19.9)、犯罪被害者等施策推進会議において、最終取りまとめに従った施策の実施を政府をあげて強力かつ効果的に推進することとする決定がなされた(H19.11)。【内閣府・警察庁・法務省・厚生労働省・金融庁・経済産業省】
 - 犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律等の一部改正による給付金の抜本的拡充。(H20.4.18公布、H20.7.1施行)【警察庁】
 - ・ 「重度後遺障害者に対する障害給付金」及び「生計維持関係のある遺族に対する遺族給付金」について、その最高額を自賠責並の金額に近づけ、最低額も引上げ。
 - ・ 重傷病給付金に休業損害を考慮した額を加算。
 - PTSD等の精神的被害に有効とされる療法の診療報酬上の評価について、診療内容に見合ったものとなるべく、当該療法の科学的な評価を踏まえ、診療報酬改定の際に必要な応じて措置を検討。【厚生労働省】
 - 「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び綜合法律支援法の一部を改正する法律」(H20.4)により、資力の乏しい被害者参加人も弁護士の援助を受けられるようにするため、被害者参加人のための国選弁護制度を導入(H20.12.1施行)。【法務省】
- (2) 「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」(H19.6)により、犯罪被害者等による損害賠償請求に関し刑事手続の成果を利用する、「損害賠償命令制度」を導入(H20.12.1施行)。【法務省】
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律を改正(H20.5.2公布)し、暴力団の代表者等の損害賠償責任の拡大強化、損害賠償請求等の妨害行為の規制等を規定。【警察庁】
- (4) 平成19年度に新規に予算措置した被害直後における犯罪被害者等への一時避難場所の確保に係る経費について、引き続き平成21年度においても予算措置予定。【警察庁】
- (5) 公営住宅の入居者の選考に際し、事業主体の判断により、犯罪被害者等の優先入居を実施(H19.10.1現在、入居実績255戸)。【国土交通省】
- (6) 日本司法支援センターの業務を開始(H18.10)、資力の乏しい犯罪被害者等に対する民事法律扶助制度の利用についての案内。【法務省】
- (7) 「オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律」(議員立法。H20.6.18公布、H20.12.18施行)により、オウム真理教による一定の犯罪行為による被害者及びその遺族に見舞金的性格の給付金を支給予定。【警察庁】

2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

- (1) 「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」(H19.6)により、刑事訴訟における犯罪被害者等に関する情報の保護の制度(H19.12)、民事訴訟におけるビデオリンク等の措置(H20.4)を導入。【法務省】
- (2) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」(H19.7)により、市町村の配偶者暴力相談支援センターの設置の努力義務、保護命令制度の拡充等(H20.1施行)。【内閣府】
- (3) 「児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」(H19.5)により、児童の安全確認のための立入調査や保護者に対する面会・通信の制限を強化(H20.4施行)。【厚生労働省】
- (4) 平成20年度に建て替えが完了する見込みの検察庁3庁舎に犯罪被害者等のための待合室を設置(H19年度までに6庁舎に設置済み)【法務省】

3 刑事手続への関与拡充への取組

- (1) 「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」(H19.6)により、裁判所から参加を許された被害者等が、原則として公判期日に出席し、一定の要件の下で、被告人に対する質問などを行うことができるとする「被害者参加の制度」を導入(H20.12.1施行)。【法務省】
- (2) 「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」(H19.6)により、公判記録の閲覧・謄写が認められる範囲を拡大(H19.12)。【法務省】
- (3) 「更生保護法」(H19.6)により、保護観察対象者に犯罪被害者等の心情等を伝達する制度、仮釈放等審理において犯罪被害者等の意見等を聴取する制度を導入(H19.12)。【法務省】
- (4) 判決確定後の加害者情報の犯罪被害者等に対する提供の拡充及び保護処分決定確定後の加害少年に係る情報の提供を実施(H19.12)。【法務省】
- (5) 「少年法の一部を改正する法律」(H20.6)により、一定の重大事件の被害者等が少年審判を傍聴することができる制度等を導入(H20.12.15施行)。【法務省】

4 支援等のための体制整備への取組

- (1) 「支援のための連携に関する検討会」において、検討会としての最終取りまとめを行い(H19.8)、犯罪被害者等施策推進会議において、最終取りまとめに従った施策の実施を政府をあげて強力かつ効果的に推進することとする決定がなされた(H19.11)。【内閣府・警察庁・総務省・法務省・文部科学省・厚生労働省・国土交通省】
 - 支援に携わるものの心構えや留意事項、犯罪被害者等に提供すべき情報、犯罪被害申告票(仮称)等の内容が盛り込まれた犯罪被害者支援ハンドブックのモデル案を作成中(平成20年内目途)。【内閣府】
 - 民間団体の支援者のための研修カリキュラム・モデル案をレベル別

に作成中(平成20年度内目途)。【内閣府】

- (2) 「民間団体への援助に関する検討会」において、検討会としての最終取りまとめを行い(H19.9)、犯罪被害者等施策推進会議において、最終取りまとめに従った施策の実施を政府をあげて強力かつ効果的に推進することとする決定がなされた(H19.11)。【内閣府・警察庁・総務省・法務省・厚生労働省】
 - 犯罪被害者等早期援助団体、その指定を目指す団体及び全国的な傘団体(全国被害者支援ネットワーク)への財政的支援の充実を引き続き実施。【警察庁】
 - 地方公共団体と民間団体との連携協力の推進や地域における被害者支援の気運の醸成などのモデル事業を6道府県で実施し、そこで得られた成果を全国的に普及啓発。また、地方自治体職員向け研修を全国6ブロックで実施予定。【内閣府】
- (3) 全ての都道府県・政令指定都市において、施策担当窓口を設置。さらに総合的対応窓口については、42の都道府県・政令指定都市に設置(H20.7)。【内閣府】
- (4) 地方公共団体における施策の総合的な推進に関する現状や先進的な取組事例等を把握するため、「地方公共団体における犯罪被害者等施策に関する調査」を実施し、公表(H20.4)。同調査結果を基に、施策担当窓口部局の職員の執務参考資料として、「犯罪被害者等施策の手引き」を作成し、全都道府県・市区町村に配布(H20.4)。【内閣府】
- (5) 日本司法支援センターにおいて、犯罪被害者支援ダイヤル(0570-079714(なくことないよ))を設置(H18.10)。精通弁護士や犯罪被害者等の相談内容に応じた専門機関・団体を紹介【法務省】
- (6) 更生保護官署と保護司の協働態勢の下、犯罪被害者等への支援を実施。また、全国の保護観察所に、被害者支援業務に従事する被害者担当官及び被害者担当保護司を配置(H19.12)。【法務省】
- (7) 犯罪被害者等の置かれた状況や時間の経過に伴う状況の変化等を把握するため、「犯罪被害類型ごとに実施する継続的調査(追跡調査)」を実施し、公表(H20.4)。【内閣府】
- (8) 内閣府ホームページに「犯罪被害者団体等紹介サイト」を開設(H19.2)自助グループを含む犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体の活動内容、団体の連絡先などを紹介。【内閣府】

5 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

- (1) 政府が講じた犯罪被害者等のための施策についての報告(犯罪被害者白書)を国会に提出(第2回白書H19.10.26国会提出、第3回白書については、明日10.24に提出予定。)【内閣府】
- (2) 「犯罪被害者週間」(11月25日～12月1日)にあわせ、国民のつどい中央大会を東京都(H19.12.1)において、地方大会を熊本県(H19.11.25)、茨城県(H19.11.26)、愛知県(H19.11.27)、北海道(H19.11.29)において開催。また、「犯罪被害者等に関する標語」を国民一般から募集し、最優秀作品を表彰。平成20年度においても中央大会、地方4大会を開催し、

標語の優秀作品を表彰予定。【内閣府】

- (3) 関係省庁及び地方自治体の職員を対象とした犯罪被害者等施策講演会（第2回）を実施(H20.1)【内閣府】
- (4) 「犯罪被害者等に関する国民意識調査」を実施（H19.5公表）し、当該調査結果等を活用した中学生等を対象としたDVD等の教材を作成して各都道府県・政令指定都市の教育委員会に配布(H19.11)。【内閣府】
- (6) 社会全体で被害者を支え、犯罪と対決する気運の醸成を図るため、被害者等の体験談を取り入れるなどの啓発活動の取組を強化し、平成20年度から「社会全体で被害者を支え、被害者も加害者も出さない街づくり事業」に要する経費を予算措置。引き続き平成21年度においても予算措置予定。【警察庁】

犯罪被害者等施策の進捗状況について（詳細版）

1. 損害回復・経済的支援等への取組

（1）直ちにに取り組む施策

- **日本司法支援センターによる支援【法務省】**
 - ・ 日本司法支援センターの業務を開始（H18.10）。資力の乏しい犯罪被害者等に対し、民事法律扶助制度の利用について案内。
- **保険金支払いの適正化等【国土交通省】**
 - ・ （財）自賠責保険・共済紛争処理機構の事業に対する補助
 - ・ （財）日弁連交通事故相談センターの法律相談及び示談斡旋事業に対する補助
 - ・ 政府保障事業による保障金の支給
- **暴力団犯罪による被害回復の支援【警察庁】**
 - ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律を改正（H20.5.2公布）し、指定暴力団の代表者等は、当該組織の暴力団員が威力利用資金獲得行為を行うについて他人の生命、身体又は財産を侵害したときは、一定の場合を除き、これによって生じた損害を賠償する責任を負うこと（同日施行）、また、指定暴力団員は、威迫、つきまといその他不安を覚えさせるような方法で、当該組織の指定暴力団員がした不法行為による被害を回復するための損害賠償等の請求を妨害してはならないこと（H20.8.1施行）とした。
- **公営住宅への優先入居等【国土交通省】**
 - ・ 公営住宅の入居者の選考に際し、事業主体の判断により、犯罪被害者等の優先入居を実施（H19.10.1現在、入居実績255戸）。
 - ・ （独）都市再生機構における機構賃貸住宅への優先入居について、公営住宅における犯罪被害者等の受け入れ状況などを注視したうえで、検討。
 - ・ 事業主体に対し、公営住宅への入居に関する犯罪被害者等への情報提供を要請。
- **被害直後及び中期的な居住場所の確保【厚生労働省】**
 - ・ 婦人保護施設及び母子生活支援施設における利用者に対する生活支援、心理的ケア、自立支援、子育て支援を実施するとともに関係機関と連携。

（2）1年以内に実施又は結論を得る施策

- **犯罪被害給付制度における重傷病給付金の支給範囲等の拡大【警察庁】**
 - ・ 犯罪被害給付制度における重傷病給付金の支給範囲等の拡大を図り、制度の適正な運用を推進。
- **性犯罪被害者の緊急避妊等に要する経費の負担軽減【警察庁】**
 - ・ 初診料・診断書料、検査費用、緊急避妊、人工中絶に要する経費について、引き続き平成21年度においても予算措置予定。

（3）2年以内に実施又は結論を得る施策

○ **損害賠償請求に関し刑事手続の成果を利用する制度を新たに導入する方向での検討及び施策の実施【法務省】**

- ・ 刑事裁判所において、犯罪被害者等から被告人に対する損害賠償請求の申立てがあった場合に、刑事事件について有罪の言渡しをした後、当該賠償請求についての審理及び決定をすることのできる制度を創設（「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」（H19.6.27公布、H20.12.1施行））。

○ **経済的支援を手厚くするための制度のあるべき姿及び財源に関する検討並びに施策の実施【内閣府・警察庁・法務省・厚生労働省】**

- ・ 「経済的支援に関する検討会」において、検討会としての最終取りまとめを行い（H19.9）、犯罪被害者等施策推進会議において、最終取りまとめに従った施策の実施を政府をあげて強力かつ効果的に推進することとする決定がなされた（H19.11）。

● **犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律等の一部改正による給付金の抜本的拡充（H20.4.18公布、H20.7.1施行）。【警察庁】**

- ・ 「重度後遺障害者に対する障害給付金」及び「生計維持関係のある遺族に対する遺族給付金」について、その最高額を自賠償並みの金額に近づけ、最低額も引上げ。
- ・ 重傷病給付金に休業損害を考慮した額を加算。

● **精神的被害に有効とされる療法の診療報酬上の評価【厚生労働省】**

- ・ PTSD等の精神的被害に有効とされる療法の診療報酬上の評価について、診療内容に見合ったものとなるべく、当該療法の科学的な評価を踏まえ、診療報酬改定の際に必要な応じて措置を検討。

● **被害者参加人のための国選弁護制度の導入【法務省】**

- ・ 刑事被告事件の手続への参加を許された犯罪被害者等（被害者参加人）につき、その資力が乏しい場合であっても弁護士（被害者参加弁護士）の援助を受けられるようにするため、裁判所が被害者参加弁護士を選定し、国がその報酬及び費用を負担するとともに、日本司法支援センターが被害者参加弁護士の候補を裁判所に通知する業務等を行うこととする制度を創設（「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等に付随する措置に関する法律及び綜合法律支援法の一部を改正する法律」（H20.4.23公布、H20.12.1施行））。

○ **被害直後及び中期的な居住場所の確保【警察庁】**

- ・ 平成19年度に新規に予算措置した被害直後における犯罪被害者等への一時避難場所の確保に係る経費について、引き続き平成21年度においても予算措置予定。

（４）基本計画には盛り込まれていないが、基本法・基本計画を踏まえ新たに実施しているもの

○ **オウム真理教犯罪被害者等の救済【警察庁】**

- ・ 「オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律」（議員立法）は平成20年6月11日に成立（同月8日公布、同年12月18日施行）し、オウム真理教による一定の犯罪行為（松本サリン事件、地下鉄サリン事件等）の被害者及びその遺族に対し、被害類型に応じた見舞金的性格の給付金を支給予定。

2. 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

(1) 直ちにに取り組む施策

- **少年被害者のための治療等の専門家の養成、体制整備及び施設の増強に資する施策の実施【厚生労働省】**
 - ・ 様々な子どもの心の問題、児童虐待や発達障害に対応するため、都道府県域における拠点病院を中核とし、各医療機関や保健福祉機関等と連携した支援体制の構築を図るための事業を実施するとともに、中央拠点病院の整備を併せて行い、人材育成や都道府県拠点病院に対する技術的支援等を実施。
- **児童虐待に対する夜間・休日対応の充実等【厚生労働省】**
 - ・ 児童相談所における「24時間・365日体制強化事業」等を66自治体で実施（平成20年度）
 - ・ 横須賀市と金沢市を児童相談所設置市に指定（H18.4.1～）
- **少年被害者の保護に関する学校及び児童相談所等の連携の充実【厚生労働省】**
 - ・ 要保護児童対策地域協議会の設置促進
- **少年被害者に対する学校におけるカウンセリング体制の充実等【文部科学省】**
 - ・ スクールカウンセラー、「子どもと親の相談員」を配置するなど、教育相談体制の整備を支援し、個々の状況に応じた支援を引き続き実施。
- **犯罪被害者等に関する個人情報の保護【警察庁】**
 - ・ 都道府県警察の広報担当課長等を召致した全国会議を開催
 - ・ 警察本部長と各県の報道責任者との間で、被害者の実名発表・匿名発表をテーマとした懇談を実施。
- **一時保護所の環境改善等【厚生労働省】**
 - ・ 配偶者からの暴力被害者等について、婦人相談所の一時保護所において、又は、一定の基準を満たす婦人保護施設、民間シェルター等に委託することにより一時保護を実施しており、被害者の個々の状況に応じて保護期間を柔軟に延長するなど適切に運用。
- **警察における保護対策の推進【警察庁】**
 - ・ 暴力団からけん銃等使用の報復を受けるおそれのある保護対象者の自宅等に対して警察官が行っている張付警戒を補完強化するため、民間警備によるパトロール等の予算を平成20年度において措置。引き続き平成21年度においても予算措置予定。
- **再被害防止に向けた関係機関の連携の充実【警察庁】【厚生労働省】**
 - ・ 配偶者等からの暴力（DV）の被害者、人身取引の被害者等の保

護に関して、婦人相談所において、警察や児童相談所等の関係機関との連携を充実。【厚生労働省】

- ・ DV被害者の保護と支援について、関係機関等の連絡会議の開催等連携強化に向けた整備にかかる費用を補助。【厚生労働省】
- ・ 触法少年、ぐ犯少年の通告に関して児童相談所と警察との連携の充実。【厚生労働省】
- ・ 少年の福祉を害する犯罪や人身取引事犯の被害者となっている子どもや女性の早期保護等を図るため、警察庁の委託を受けた民間団体が、市民から匿名で事件情報の通報を受け、これを警察に提供して、捜査などに役立てる「匿名通報モデル事業」を平成19年10月から実施。【警察庁】

※ 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」(H19.7)により、市町村の配偶者暴力相談支援センターの設置の努力義務、保護命令制度の拡充等(H20.1施行)。【内閣府】

○ **児童虐待の防止、早期発見・早期対応のための体制整備等【文部科学省】**

- ・ 各学校・教育委員会における児童虐待防止に向けた取組の充実を図るため、学校等における児童虐待防止に関する調査研究の成果を踏まえ、虐待防止に向けた研修資料を作成しており、今後、各学校、教育委員会等に配布することとしている。

※ 「児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」(H19.5)により、児童の安全確認のための立入調査や保護者に対する面会・通信の制限を強化(H20.4施行)。【厚生労働省】

○ **再被害の防止に資する教育の実施等【法務省】**

- ・ 矯正施設において、「被害者の支援を取り入れた教育」を実施。
- ・ 全国の保護観察所において、被害者のある重大な犯罪を犯した保護観察対象者に対し、しよく罪指導プログラムを実施(H19.3～)。

○ **職員等に対する研修の充実等【警察庁】【法務省】【厚生労働省】**

- ・ 都道府県警察においては、臨床心理士等の資格を有する職員を被害者支援担当課に配置し、同職員による犯罪被害者等に対するカウンセリングや専門的知識を活かし研修会等における他の警察職員に対する講義を実施しているところ、同職員の技能向上を図るため、専門的な研修を実施。【警察庁】
- ・ 犯罪被害者や支援団体の方を外部講師に招へい【法務省】
- ・ 犯罪被害者の声を収めたビデオの活用【法務省】

○ **検察庁における犯罪被害者等のための待合室の設置【法務省】**

- ・ 平成20年度に建て替えが完了する見込みの検察庁3庁舎について設置予定(H19年度までに6庁舎に設置済み)

(2) 1年以内に実施又は結論を得る施策

○ **一時保護所の環境改善等【厚生労働省】**

- ・ 定例調査において児童相談所一時保護所の職員数や一時保護日数

等必要なデータを把握し、その結果に基づき、必要な施策の実施に係る経費について、引き続き平成20年度政府予算に盛り込んだ。

- ・ 婦人相談所による一時保護の現状や一時保護委託先の状況に関する調査を行い、その結果に基づき、平成19年度においては婦人相談所一時保護所におけるDV被害者に同伴する児童に対応を行う指導員の配置及び身元保証人を確保するための事業（身元保証人確保対策事業）の創設等必要な施策を実施した。また、平成20年度においては一時保護委託先における被害者の処遇の改善を図り、自立に向けた支援を強化するため、婦人相談所が民間シェルター等へ一時保護委託を行う際の委託費の引上げを行った。

（３）２年以内に実施又は結論を得る施策

○ 犯罪被害者等に関する情報の保護【法務省】

- ・ 性犯罪などの被害者の氏名などについて、裁判所の決定により、公開の法廷においてこれを明らかにしないこととし、また、検察官が、証拠開示の際に、弁護人に対してこれがみだりに他人に知られないようにすることを求めることができる制度を創設（「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」（H19.6.27公布、H19.12.26施行））。

○ 民事訴訟におけるビデオリンク等の措置の導入【法務省】

- ・ 民事訴訟において、犯罪被害者等の尋問の際に、付添い、遮へい、ビデオリンクの各措置をとることができることとされた（「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」（H19.6.27公布、H20.4.1施行））。

○ 被害直後の保護及び再被害の危険回避のための施設に関する検討【警察庁】

- ・ 平成19年度に新規に予算措置した被害直後における犯罪被害者等への一時避難場所の確保に係る経費について、引き続き平成21年度においても予算措置予定。

（４）３年以内に実施又は結論を得る施策

○ 重度のPTSD等重度ストレス反応の治療等のための高度な専門家の養成及び体制整備に資する施策の検討及び実施【厚生労働省】

○ 犯罪被害者に係る司法関連の医学知識と技術について精通した医療関係者の在り方及びその養成のための施策の検討及び実施【厚生労働省】

○ 職員等に対する研修の充実等【厚生労働省】

- ・ 「犯罪被害者の精神健康の状況とその回復に関する研究」を実施（H17～20）し、その成果を踏まえ、犯罪被害者に対応可能な専門家の養成に資するカリキュラム内容、PTSD対策専門研修会のカリキュラムの見直しや思春期精神保健対策専門研修会のカリキュラムの見直し、平成20年度には犯罪被害者支援のためのマニュアル・ガイドラインを作成し、精神保健福祉センターに配布するなどの措置を行った。

3. 刑事手続への関与拡充への取組

(1) 直ちにに取り組む施策

- **刑事の手続等に関する情報提供の充実【法務省】**
 - ・ 犯罪被害者用パンフレットの拡充、英語版パンフレットの作成、DVD作成、ホームページの運用管理については、いずれの施策も実施済みである。

(2) 1年以内に実施又は結論を得る施策

- **冒頭陳述等の内容を記載した書面の交付についての検討及び施策の実施【法務省】**
 - ・ 冒頭陳述の内容を記載した書面の交付を全国で引き続き実施
- **捜査に関する適切な情報提供【警察庁】**
 - ・ 「被害者の手引」の配布及び「被害者連絡」の確実な実施を推進

(3) 2年以内に実施又は結論を得る施策

- **犯罪被害者等が刑事裁判に直接関与することのできる制度の検討及び施策の実施【法務省】**
 - ・ 裁判所から参加を許された被害者等が、原則として公判期日に出席し、一定の要件の下で、被告人に対する質問などを行うことができることとする制度の創設（「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」（H19.6.27公布、H20.12.1施行））。
- **公判記録の閲覧・謄写の範囲拡大に向けた検討及び施策の実施等【法務省】**
 - ・ 刑事被告事件の被害者等については、原則として、また、いわゆる同種余罪の被害者等についても、損害賠償請求権の行使のため必要性があり、相当と認められる場合には、公判記録の閲覧・謄写を認めることとして公判記録の閲覧・謄写の範囲の拡大（「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」（H19.6.27公布、H19.12.26施行））。
- **判決確定後の加害者情報の犯罪被害者等に対する提供の拡充【法務省】**
 - ・ 被害者等通知制度を拡充し、犯罪被害者等に対し、有罪判決確定後の加害者が収容されている刑事施設の名称、刑の執行終了予定時期、受刑中の刑事施設における処遇状況に関する事項、仮釈放審理に関する事項及び保護観察中の処遇の状況等に関する事項等を通知することとした（H19.12.1）。
- **保護処分決定確定後の加害少年に係る情報の提供に関する検討及び施策の実施【法務省】**

- ・ 被害者等通知制度を拡充し、犯罪被害者等に対し、保護処分を受けた加害者が収容されている少年院の名称、少年院在院中の処遇状況等に関する事項、出院に関する事項、仮退院審理に関する事項及び保護観察中の処遇の状況等に関する事項等を通知することとした(H19.12.1)。
- **犯罪被害者等の心情等を加害者に伝達する制度の検討及び施策の実施【法務省】**
 - ・ 「更生保護法」(H19.6.15公布)により、犯罪被害者等から申出があったときは、保護観察所が、犯罪被害者等の心情等を聴取し、これを保護観察対象者に伝達する制度を導入(H19.12.1)。
- **犯罪被害者等の意見を踏まえた仮釈放審理の検討及び施策の実施【法務省】**
 - ・ 「更生保護法」(H19.6.15公布)により、仮釈放等審理において犯罪被害者等から申出があったときは、当該審理を行う地方更生保護委員会が、犯罪被害者等の意見等を聴取する制度を導入(H19.12.1)。

(4) 法律所定の検討時期によるもの

- **少年保護事件に関する犯罪被害者等の意見・要望を踏まえた制度の検討及び施策の実施【法務省】**
 - ・ 一定の重大事件の被害者等が少年審判を傍聴することができる制度の創設、被害者等による記録の閲覧・謄写の範囲の拡大等(「少年法の一部を改正する法律」(H20.6.18公布、H20.12.15施行))。

4. 支援等のための体制整備への取組

(1) 直ちにに取り組む施策

- **地方公共団体に対する総合的対応窓口の設置等の要請等【内閣府】**
 - ・ 全ての都道府県・政令指定都市において、施策担当窓口を設置。さらにH20.7現在、総合的対応窓口については、42の都道府県・政令指定都市が設置。
 - ・ 地方公共団体における施策の総合的な推進に関する現状や先進的な取組事例、課題等を把握・分析するため、「地方公共団体における犯罪被害者等施策に関する調査」を実施し、公表(H20.4)。同調査結果を基に、施策担当窓口部局の職員の執務参考資料として、「犯罪被害者等施策の手引き」を作成し、全都道府県・市区町村に配布。(H20.4)
- **警察と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び情報提供の充実【警察庁】**

- ・ 関係機関・団体等の制度に関する案内書、申込書等の常備・提供等。
- **交通事故相談活動の促進【内閣府】**
 - ・ 都道府県・政令指定都市の新任の交通事故相談員に対して、交通事故相談員中央研修会を実施。
 - ・ 交通事故相談員総合支援事業を通して、弁護士等の専門的知識・経験を有するアドバイザーの相談現場への派遣や民事損害賠償問題に関する研修会の開催等を実施。
- **「子どもの人権１１０番」及び「子どもの人権専門委員」の活用・充実【法務省】**
 - ・ フリーダイヤルの専用相談電話「子どもの人権１１０番」の開設（H19～）
 - ・ 全国一斉「子どもの人権１１０番」強化週間の実施（H18～）
 - ・ 全国の小中学校の児童・生徒を対象に、相談用の便せん兼返信用封筒「子どもの人権ＳＯＳミニレター」を配布（H18～）。
 - ・ パソコン、携帯電話いずれも使用可能な子ども向けのインターネット人権相談受付窓口（子どもの人権ＳＯＳ－ｅメール）を開設し、24時間365日相談の受付を実施（H19～）
- **相談及び情報提供のための教育委員会による取組の促進【文部科学省】**
 - ・ 都道府県・指定都市教育委員会において、夜間・休日でも子供の悩みや不安を受け止めることのできる「２４時間いじめ相談ダイヤル（全国統一ダイヤル：0570-0-78310(なやみ言おう))」を実施。
- **「被害者の手引」の内容の充実等【警察庁】**
 - ・ 都道府県警察において、警察庁が示したモデル案を踏まえ、地域の実情に応じた「被害者の手引」の作成を推進。
- **日本司法支援センターによる支援【法務省】**
 - ・ 犯罪被害者支援業務に関する関係機関等との協議を実施。被害者支援連絡協議会への加盟（H20.10.1現在、49地方事務所加盟済み）。
 - ・ 犯罪被害者支援ダイヤル(0570-079714(なくことないよ))を設置（H18.10）。精通弁護士や、犯罪被害者等の相談内容に応じた最適の専門機関・団体を紹介。また、関係機関・団体などの相談窓口をホームページに掲載。
- **犯罪被害者団体等専用ポータルサイトの開設【内閣府】**
 - ・ 内閣府ホームページ上に「犯罪被害者団体等紹介サイト」を設置（H19.2公表）
- **犯罪被害者等施策のホームページの充実【内閣府】**
 - ・ 内閣府ホームページ(<http://www8.cao.go.jp/hanzai/index.html>)において犯罪被害者等施策に関する情報を随時掲載
- **重症ＰＴＳＤ症例に関するデータ蓄積及び治療法等の研究【文部科学省】**
 - ・ 科学技術振興調整費「重要課題解決型研究等の推進」プログラム

の課題「犯罪・テロ防止に資する先端科学技術（平成17年度開始）」において、「犯罪、行動異常、犯罪被害者の現象、原因と治療、予防の研究」を実施し、治療データを蓄積して、重症PTSD治療法の有効性を検討した。（平成17～19年度研究）

- **犯罪被害者等の状況把握等のための継続的調査の実施【内閣府】**
 - ・ 犯罪被害者等の置かれた状況や時間の経過に伴う状況の変化等を把握するため、「犯罪被害類型ごとに実施する継続的な実態調査（追跡調査）」を実施し、公表(H20.4)
- **「男女間における暴力に関する調査」の実施【内閣府】**
 - ・ 前回(H17年度)の調査結果を踏まえ、配偶者に該当しない交際相手等からの暴力を含む女性に対する暴力による被害の実態について、調査を実施中（平成20年度）
- **「犯罪被害実態調査」の実施【法務省】**
 - ・ 前回（H16.2）の調査結果を踏まえ、一層精緻な数値が得られるよう調査サンプルを倍にするなどして実施(H20.1.7～H20.3.21)。

（２）２年以内に実施又は結論を得る施策

- **どの関係機関・団体等を起点としても、必要な情報提供・支援等を途切れることなく受けることのできる体制作りのための検討及び施策の実施【内閣府・警察庁・総務省・法務省・文部科学省・厚生労働省・国土交通省】**
 - ・ 「支援のための連携に関する検討会」において、検討会としての最終とりまとめを行い(H19.8)、犯罪被害者等施策推進会議において、最終取りまとめに従った施策の実施を政府をあげて強力かつ効果的に推進することとする決定がなされた(19.11)。
 - **犯罪被害者支援ハンドブック・モデル案の作成【内閣府】**
 - ・ 支援に携わるものの心構えや留意事項、犯罪被害者等に提供すべき情報、犯罪被害申告票（仮称）等の内容が盛り込まれた犯罪被害者支援ハンドブック・モデル案を作成中(20年内目途)。
 - **研修カリキュラム・モデル案の作成【内閣府】**
 - ・ 全国の民間団体で支援活動を行う者の一定レベル以上の支援の内容及び質を確保するための、研修カリキュラム・モデル案をレベル別に作成するため、平成19年度に調査を実施(平成20年度内を目途に作成中)。
- **民間の団体に対する財政的援助の在り方の検討及び施策の実施【内閣府・警察庁・総務省・法務省・厚生労働省】**
 - ・ 「民間団体への援助に関する検討会」において、検討会としての最終取りまとめを行い（H19.9）、犯罪被害者等施策推進会議において、最終取りまとめに従った施策の実施を政府をあげて強力かつ効果的に推進することとする決定がなされた(H19.11)。
 - **犯罪被害者等早期援助団体等への支援の充実【警察庁】**

- ・ 犯罪被害者等早期援助団体、その指定を目指す団体及び全国的な傘団体（全国被害者支援ネットワーク）への財政的支援の充実を引き続き実施。

● **モデル事業の実施【内閣府】**

- ・ 地方公共団体と民間団体との連携協力の推進や地域における被害者支援の気運の醸成などのモデル事業を実施し、そこで得られた成果を全国的に普及啓発。また、地方自治体職員向け研修を全国6ブロックで実施。

○ **更生保護官署と保護司の協働態勢による刑事裁判終了後の支援についての検討及び施策の実施【法務省】**

- ・ 犯罪被害者等からの相談に応じ、悩み、不安等を傾聴し、その軽減又は解消を図るとともに、関係機関等を紹介し、その円滑な利用を支援。また、全国の保護観察所に、被害者支援業務に従事する被害者担当官及び被害者担当保護司を配置(H19.12.1)。

5. 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

(1) 直ちにに取り組む施策

○ **学校における生命のかけがえのなさ等に関する教育の推進【文部科学省】**

- ・ 児童生徒に命や思いやりを大切にする心をはぐくむ教育を充実するなど道徳教育を推進するための総合的な施策の推進に取り組む。

○ **学校における犯罪抑止教育の充実【文部科学省】**

- ・ 「非行防止教育等プログラム事例集」、「児童生徒の規範意識を育むための教師用指導資料」(非行防止教室を中心とした取組)を作成、各教育委員会・学校へ配布し、引き続き、これらを活用して非行防止教育の実施をはじめとした犯罪抑止教育の充実を図る。

○ **家庭における命の教育への支援の推進【文部科学省】**

- ・ 一人一人の親が家庭を見つめ直し、それぞれ自信を持って子育てに取り組んでいく契機となるよう、「家庭教育手帳」を作成し、全国の教育委員会等に提出して、乳幼児や小学生等を持つ各家庭への配布や家庭教育に関する学習機会等での活用を促進。

○ **生命・身体・自由の尊重を自覚させる法教育の普及・啓発【法務省】**

- ・ 学校教育等における法教育を充実させるため法教育推進協議会を設置し、法教育を推進。
- ・ 学校教育における法教育の実践に資するDVD付き教材「はじめての法教育Q&A」の作成・配布。
- ・ 法教育現場における法教育のバックアップ。
- ・ 法教育の意義についての理解を広げるため、法教育シンポジウムを開催。

○ **「犯罪被害者週間」にあわせた集中的な啓発事業の実施【内閣府】**

- ・ 「犯罪被害者等に関する標語」を国民一般から募集し、「悲しみを希望にかえる 社会のささえ」を最優秀作品として決定(H19.10)し、最優秀作品を国民のつどい中央大会において表彰。(H19.12)。

- ・ 犯罪被害者週間（11月25日～12月1日）にあわせ、国民のつどい中央大会を東京都（H19.12.1）、地方大会を熊本県（H19.11.25）、茨城県（H19.11.26）、愛知県（H19.11.27）及び北海道（H19.11.29）において開催。平成20年度においても中央大会、地方4大会を開催し、標語の優秀作品を表彰予定。
- **犯罪被害者等施策の関係する特定期間における広報・啓発事業の実施【内閣府】**
 - ・ 平成19、20年の全国交通安全運動において、交通事故被害者等の視点に配慮しながら、交通事故の悲惨さや生命の尊さを広く国民に訴え、理解を増進。
- **様々な広報媒体を通じた犯罪被害者等施策に関する広報の実施【内閣府】**
 - ・ 犯罪被害者週間広報ポスター（13,000枚）を作成し、都道府県・政令指定都市、犯罪被害者団体、支援団体等に配布。
 - ・ 基本計画紹介パンフレットを作成して、国民、関係省庁、都道府県・政令指定都市、犯罪被害者団体、支援団体等に配布。
 - ・ 政府広報（広報誌、テレビ番組、ラジオ番組、インターネット等）を活用し、基本計画・犯罪被害者週間の広報を実施。
- **「社会全体で被害者を支え、被害者も加害者も出さない街づくり事業」の実施【警察庁】**
 - ・ 社会全体で被害者を支え、犯罪と対決する気運の醸成を図るため、被害者等の体験談を取り入れるなどの啓発活動の取組の強化を都道府県警察に指示するとともに、平成20年度から「社会全体で被害者を支え、被害者も加害者も出さない街づくり事業」に要する経費を予算措置。先進的な取組を行っている5府県においてモデル事業を実施中。引き続き平成21年度においても予算措置予定。
- **国民の理解の増進を図るための情報提供の実施【内閣府】**
 - ・ 関係省庁及び地方自治体の職員を対象とした犯罪被害者等施策講演会（第2回）を実施（H20.1.31）。
- **調査結果の公表を通じた犯罪被害者等の置かれた状況についての国民理解の促進【内閣府】**
 - ・ 「犯罪被害者等に関する国民意識調査」を実施（H19.5公表）し、当該調査結果等を活用した中学生等を対象としたDVD等の教材を作成して各都道府県・政令指定都市の教育委員会に配布（H19.11）。
- **犯罪被害者等に関する個人情報の保護【警察庁】**
 - ・ 都道府県警察の広報担当課長等を召致した全国会議を開催
 - ・ 警察本部長と各県の報道責任者との間で、被害者の実名発表・匿名発表をテーマとした懇談を実施。
- **政府が講じた犯罪被害者等のための施策についての報告（犯罪被害者白書）を国会に提出（第2回白書H19.10.26国会提出、第3回白書については、H20.10.24提出。）【内閣府】**